

大東市新庁舎提案に関する審査について

1. 審査体制について

- 『新庁舎提案審査委員会』（副市長、地方創生局長、政策推進部長、総務部長、街づくり部長で構成）において、
「①提案資格審査」（基礎編）・「②提案内容審査」（提案編）を2段階で実施。

2. 審査手法について

① 「提案資格審査」（基礎編）について

- 原則、書類審査とし、応募者が募集要項に示す要件を満たしているかどうかを審査
- 審査項目は以下のとおり
 - ① 新庁舎整備に係る基本理念および施設機能
 - ② 庁舎規模や駐車場規模等
 - ③ 官民連携事業構想
 - ④ 事業手法および概算費用 等
 基礎的な項目について審査。
- 最低基準点（60点以上／100点中）を満たした場合に、次の段階の審査「②提案内容審査」（提案編）にすすむものとする。

② 「提案内容審査」（提案編）について

- 原則、書類審査およびプレゼンテーション審査を行い、新庁舎にふさわしい提案をしているかどうか確認。
- 内容は以下のとおり
 - ① まちづくりとの整合性
 - ② 施設の機能性
 - ③ 事業の効率性
 - ④ 市としての有益性 等
 提案内容の確認を行い、戦略会議（市長）に意見具申を行う。

(フロー図)

